

難病患者さんへのサービスのご案内

難病患者さんが地域でご利用できる主なサービスなどをまとめました。

制度により対象となる要件等が異なりますので、詳しくは各窓口にご確認ください。



【医療費助成】

名称	内容	窓口
難病医療費助成制度 ＜東京都＞	国・都が指定する対象疾病にかかり、医療費助成の認定基準を満たしていると認定された方に、その治療にかかる医療費等の一部を助成します。 ※対象疾病等制度については、東京都福祉保健局のホームページに掲載	各健康福祉センター 板橋 ☎ 03-3579-2333 上板橋 ☎ 03-3937-1041 赤塚 ☎ 03-3979-0511 志村 ☎ 03-3969-3836 高島平 ☎ 03-3938-8621

【療養相談・就労相談等】

名称	内容	窓口
保健師による療養相談	在宅で療養中の方が、安心して療養生活を送れるよう、患者さんやその家族からの相談に応じています。 ・療養生活全般（状況に応じ、必要な制度や機関をご紹介します。） ・東京都在宅難病患者一時入院事業の利用について ・在宅で人工呼吸器を使用している方の災害時対策について	担当の健康福祉センター 板橋 ☎ 03-3579-2121 上板橋 ☎ 03-3937-1041 赤塚 ☎ 03-3979-0511 志村 ☎ 03-3969-3836 高島平 ☎ 03-3938-8621 ※お住まいの地域により担当センターが異なります。
難病講演会等 ＊状況により変更または中止となる場合があります	・難病講演会（年3回） 医師等による講演 ・膠原病患者交流会（年4回）	予防対策課 ☎ 03-3579-2329 ＊広報いたばし等で募集
東京都難病相談・支援センター ＜東京都＞ 所在地：文京区湯島1-5-32 順天堂大学診療放射線学科 実習棟2階	・療養相談 日常生活・療養生活における相談に、難病相談支援員が対応しています。 ・就労相談 ・難病患者就労コーディネーターによる相談 ・難病患者就職サポーター出張相談 ・医療相談会 専門医による個別相談 ・医療講演会 専門医等による疾病別の講演会 ・日常生活用具展示、書籍や資料の閲覧	☎ 03-5802-1892 ＊平日10時～17時 （相談の受付は、16時まで） ＊面接相談は予約制 【URL】 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/center/index.html
東京都難病ピア相談室 ＜東京都＞ 所在地：渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎1階	・疾病別ピア相談 日常生活・療養生活における相談に、ピア相談員（患者・家族）が対応しています。＊曜日で疾病が異なります。 ・患者・家族の交流会等 ・日常生活用具展示、書籍や資料の閲覧	【相談専用】 ☎ 03-3446-0220 【予約・問合専用】 ☎ 03-3446-1144 ＊平日10時～17時 （相談の受付は、16時まで）
板橋区医師会実施 在宅難病患者訪問診療事業 ＜東京都＞	寝たきり等で通院が困難な難病の方に対し、専門医とかかりつけ医が訪問診療を行い、療養上の相談等に応じています。	かかりつけ医 又は、板橋区医師会 在宅医療センター療養相談室 ☎ 03-3931-8020 ＊平日9時～17時30分

◆東京都難病ポータルサイト 【URL】 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/index.html>

難病医療費助成制度、難病患者支援事業（在宅難病患者一時入院事業など）の事業情報

◆難病情報センター（公益財団法人難病医学研究財団） 【URL】 <http://www.nanbyou.or.jp/>

難病の各疾患の解説、各種制度概要、患者会情報等について、ホームページで情報提供しています。

【板橋区内の患者会】

名称	内容	問合せ
板橋区難病団体連絡会 板橋区パーキンソン病友の会・板橋サンソ友の会・ギランバレー症候群(板橋の会)など	板橋区の難病患者と家族の会です。 ・ピアカウンセリング(高次脳機能障がいと合同) 仲間(ピア)同士での交流 ・講演会、難病者の集いなど	事務局:NPO 法人みんなのセンターおむすび 代表: 土屋、下野) ✉ omusubi@polka.ocn.ne.jp
板橋区パーキンソン病友の会	定例会、レクリエーション活動、バスハイク、友の会だよりの発行など	事務局 ☎ 070-4422-5360 (阿部方) 【URL】 https://pditabashitomonokai.jimdo.com/

【障害福祉サービス・手当等】

① 障害福祉サービス等

障害者総合支援法に定める難病に罹患されている方は、必要と認められた障害福祉サービス等を利用することができます。主な制度を記載しています。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

※身体状況により、身体障害者手帳の交付が受けられる場合があります。

※各々に対象となる要件があります。65歳以上の方は、介護保険制度が優先されます。

名称	内容	窓口
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ※障害支援区分の認定を受ける必要があります。	担当の福祉事務所 障がい者支援係
通所訓練等	就労移行支援、就労継続支援A型・B型等	板橋 ☎ 03-3579-2460
補装具の購入・修理	補装具を就労・日常生活等のため製作・修理する場合、補装具費を支給します。	赤塚 ☎ 03-3938-5118 志村 ☎ 03-3968-2337
日常生活用具の購入	日常生活の利便を図るため、日常生活用具費を支給します。	※お住まいの地域により担当事務所が異なります。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出等の移動を支援します。	
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会交流などの活動を行います。	

② 手当・その他

名称	対象になる方	窓口
心身障害者福祉手当 (難病手当)	区指定の難病の方(難病医療費助成を受けている方)で、以下の要件を満たす方 ①施設入所中でないこと ②児童育成手当(障害手当)支給対象者でないこと ③所得が一定額以内であること ④65歳未満であること	障がいサービス課 福祉係 ☎ 03-3579-2362 <申請窓口> 障がいサービス課 福祉係 各福祉事務所障がい者支援係
福祉タクシー券・ 自動車燃料券の交付	歩行困難な区指定の難病の方で、以下の要件を満たす方 ①施設入所中でないこと ②所得が一定額以内であること	担当の福祉事務所 障がい者支援係 ※上記①窓口参照
避難行動要支援者 名簿	一人で避難することが特に困難な方 ① 身体障害者手帳 1~3 級の方 ② 愛の手帳 1~3 度 ③ 要介護認定 3~5 を受けている方で条件あり ④ 上記以外で板橋区が避難の支援が必要と認めた方	地域防災支援課 地域防災係 ☎ 03-3579-2151

【介護保険制度】

介護や支援が必要となった場合、「要介護(要支援)認定」の申請をして認定を受けると、介護保険サービスを利用できます。

<申請できる方> ①65歳以上の方 又は ②40歳以上 65歳未満で医療保険に加入しており、介護保険法で定める特定疾病に該当する方

<制度についての問合せ> 介護保険課 ☎ 03-3579-2357

<認定申請窓口> ◆介護保険課 区役所 北館2階 14番窓口

◆おとしより保健福祉センター

◆板橋・赤塚・志村福祉事務所 総合相談係